

快適な生活を求めて！(下水道)

排水設備の設置

◆6か月以内に排水設備の設置を！

筒井・浜・北黒田にお住まいで、下水道が使えるようになった皆さんは、6か月以内に下水道に接続しましょう。

◆3年以内にトイレの水洗化を！

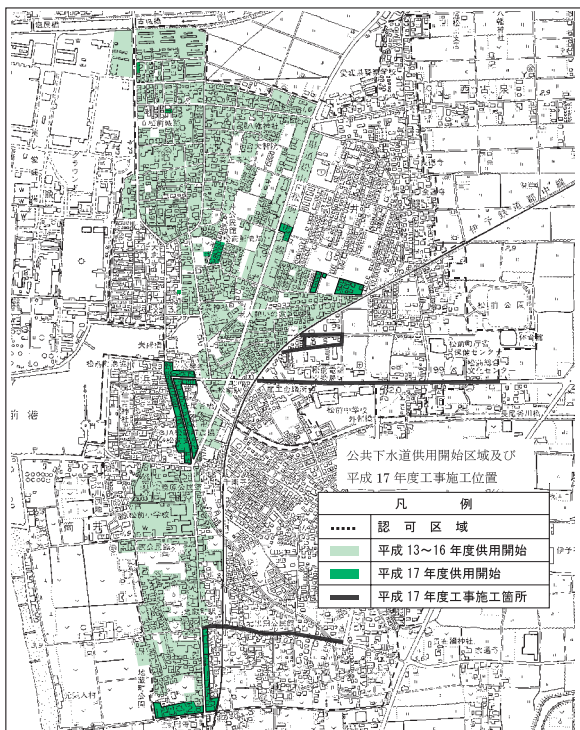
筒井・浜・北黒田にお住まいで、くみ取り便所の方は、下水道が使えるようになってから3年以内に水洗便所に改造しましょう。

◆融資あっせん制度

下水道が使えるようになってから3年以内に行う接続について、松前町が一定の条件を設けて松前町指定の金融機関に融資をあっせんし、利子を負担する制度です。みなさんの負担が少しでも軽くなるよう、ぜひご利用ください。

◆**工事は指定工事店に！**
下水道への接続工事は、松前町指定の工事店でなければなりません。指定工事店に申し込んでください。

公共下水道処理区域



(注 工事箇所は変更になる場合があります。)

受益者負担金

今回負担金の対象となる区域は、筒井・浜・北黒田の一部で2・6ヘクタールです。

◆**受益者負担金を納めていただく方(受益者)**

公共下水道が布設される区域の中に土地を持っている方、または地上権、質権、賃借(一時使用の場合は除く)などその土地に権利をもっている方が受益者となり一度限り負担金を納めていただくこととなります。

◆受益者負担金額

1㎡あたりの単位負担金額350円に、みなさんの所有

| 融資あっせん額(工事1件につき) | | |
|------------------|---------------|---------------|
| 対象工事 | くみ取り便所から水洗便所へ | 浄化槽を廃止し下水道に接続 |
| 限度額 | 5万円から50万円 | 5万円から20万円 |
| 償還方法 | 毎月1万円 | |

下水道使用料について

松前浄化センターでは、休むことなく流入してくる汚水の処理を行っています。この施設の機能を充分発揮させるためには処理場や下水道管を常時点検・管理することが必要です。

こうした維持管理に要する費用を負担していただくのが下水道使用料です。

| 下水道使用料単価表 | | | |
|---------------------|-------------------------|--|--------|
| 種別 | 上水道使用水量(1か月につき) | 使用料 | |
| 一般汚水 | 基本料 | 5m ³ まで | 600円 |
| | | 5m ³ を超え10m ³ まで | 1,000円 |
| | 超過量 | 10m ³ を超え20m ³ まで | 110円 |
| | | 20m ³ を超え30m ³ まで | 120円 |
| | | 30m ³ を超え50m ³ まで | 140円 |
| | | 50m ³ を超え100m ³ まで | 160円 |
| 1m ³ につき | 100m ³ を超える分 | 180円 | |
| 湯屋汚水 | 1m ³ 当たり | 25円 | |

例) 上水道を21m³使用した場合
 1,000円(10m³までの基本料金) + (110円×10m³)
 + (120円×1m³) = 2,220円
 2,220円×1.05(消費税分) = 2,330円

問い合わせ

役場下水道課業務係 ☎985-4126

受益者負担金(1筆あたり)

| 面積 | 金額 |
|--------------|--------------|
| 100㎡(30坪) | 35,000円 |
| 200㎡(60坪) | 70,000円 |
| 300㎡(90坪) | 105,000円 |
| 400㎡(120坪) | 140,000円 |
| 429㎡(129坪)以上 | 150,000円(上限) |

単位負担金「350円」の算出方法

市街化区域(処理面積207ヘクタール)に要する総事業費は、約125億8,800万円が見込まれています。その汚水管の布設事業費約125億8,800万円を処理面積207ヘクタールで除し、そのうち町単独で行なう網の目のように布設される末端管きよ事業費相当分(6%)を単位負担金としたものです。

$$\frac{\text{市街化区域事業費}(125\text{億}8,800\text{万円})}{\text{地積}(207\text{ヘクタール})} \times \text{末端管きよ事業費}6\% = 350\text{円}$$

している土地(または権利のある土地)の面積をかけますと負担金総額となります。ただし、上限額は15万円です。